

[事案 2019-182] 入院給付金支払請求

・令和2年7月16日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないとして給付金が支払われなかったこと等を不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

アトピー性皮膚炎で2回入院（入院①）したため、平成25年11月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、入院給付金が支払われた。その後、平成31年3月にコリン性蕁麻疹で入院（入院②）、令和元年6月には胸痛、同年7月にはアトピー性皮膚炎で入院（入院③）、同年9月には全身倦怠感で入院したため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、入院②③について、給付金の支払いを拒否され、また既に給付金が支払われていた入院①の既払給付金についても返還請求された。しかし、以下の理由により、入院②③の入院給付金の支払いを求めるとともに、入院①の既払給付金について返還義務がないことを確認したい。

(1)入院①の入院給付金を返還請求されたが、医療費の支払いに充てているので、返金できない。また、いまだに入院しているので、支払能力がない。

(2)入院①②③は、約款に定める入院に該当する。

<保険会社の主張>

入院①②③は、申立人の希望による入院であり、治療内容や外出頻度などから、約款に定める入院には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかったが、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院①③については、病院が診療録を含め医療記録の提出を断っており、仮に提出を受けたとしても長期間かつ複雑な申立人の症状について、入院の必要性があったか否かを当審査会が判断することは困難であると判断した。

また、入院②は、温泉病院における温泉療法であり、日常生活で取り入れることも可能であることから、入院の必要性はなかったと判断した。

しかし、紛争の早期解決の観点等から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。